

現場代理人の常駐義務の緩和【特例措置】について

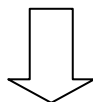
市では、昨年度から地元企業の受注機会の確保及び拡大を趣旨として現場代理人の常駐義務の緩和措置を講じていますが、国の大型補正予算により市発注工事の大幅な増加が見込まれる中で、地元企業における現場技術者等の不足を考慮し、特例措置として平成 25 年度に限り次のとおり取り扱うこととします。

○特例措置の内容

【現 行】

兼任を希望する工事が全て村上市発注の工事であり、次の要件に該当する場合、**3件**の工事まで兼任を認めます。

- ① 兼任する工事の当初請負金額の合計が **2,500 万円未満** であること。
- ② 兼任してもその影響が少ないと認められる工事であること。



【特例措置】

兼任を希望する工事が全て村上市発注の工事であり、次の要件に該当する場合、**5件**の工事まで兼任を認めます。

- ① 兼任する工事の当初請負金額の合計が **7,000 万円未満** であること。
- ② 兼任してもその影響が少ないと認められる工事であること。

○特例措置の適用

この特例措置は、平成 25 年度発注工事に限定して適用します。ただし、平成 26 年度への繰越工事は対象外とします。

○適用日

平成 25 年 7 月 24 日以降に公告又は通知する案件から適用する。

○その他

- ・主任技術者及び監理技術者は建設業法の規定により「選任義務」が課せられる場合がありますので、現場代理人が主任技術者又は監理技術者を兼ねる場合においては、建設業法違反とならないよう注意してください。
- ・増額変更契約により請負金額の合計が 7,000 万円以上となった場合でも、そのことを理由とした兼任の取消しは行いません。